

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○旅館業法施行細則の一部を改正する規則	一	(食と暮らしの安全推進課)
○生活保護法による医療機関の指定	一	(社会福祉課)
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	一	(同)
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	二	(同)
○指定管理者の指定	二	(長寿社会政策課)
○指定管理者の指定	二	(子ども・家庭支援課)
○知事指定薬物の指定の失効	二	(薬務課)
○指定管理者の指定	二	(観光課)
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	三	(農村整備課)
○保安林の指定の予定	三	(森林整備課)
○道路の区域変更(二件)	三	(道路課)
○道路の供用開始(三件)	四	(同)
○指定管理者の指定(三件)	四	(都市計画課)
○土地区画整理事業の換地処分の届出	五	(同)
○開発行為に関する工事の完了(二件)	五	(建築宅地課)
○宮城県教育委員会に属する単純労働職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	六	

規 則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十二号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和三十三年宮城県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「成年被後見人又は被保佐人」を「心身の故障により旅館業を適正に行うことができずとして厚生労働省令で定めるもの」に改め、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二号から様式第八号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
リーフ調剤薬局	柴田郡大河原町字小島二十六ー十二	令和元年十一月一日
沼崎歯科医院	石巻市中央二ー四ー二十三	令和元年十二月一日

○宮城県告示第十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進

並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
王滝科医院	登米市南方町山成前八百七十二ー一	令和元年十月三十一日

○宮城県告示第千十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変 更 前	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更後	さんた薬局	白石市旭町四ー一ー	令和元年十月一日
		白石市鷹巣東一ー五ー二十九	

○宮城県告示第千十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 公の施設の名称
宮城県介護研修センター
- 二 指定した団体の名称及び所在地
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

三 指定の期間
令和二年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第千十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 公の施設の名称
宮城県母子・父子福祉センター
- 二 指定した団体の名称及び所在地
公益財団法人宮城県母子福祉連合会
仙台市宮城野区安養寺三丁目七番三号
- 三 指定の期間
令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第千十四号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 失効する知事指定薬物の名称
1 化学名 ニー（ブチルアミノ）ー（四ークロロフェニル）プロパンーオン及びその塩類（通称名：4ーChloro-N-butylcathinone）
 - 二 失効の理由
当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため
 - 三 指定の効力が失われる日
令和元年十二月二十八日
- 宮城県告示第千十五号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 公の施設の名称
松島公園（駐車場）

- 二 指定した団体の名称及び所在地
太平ビルサービス株式会社

東京都新宿区西新宿六丁目二十二番一号

- 三 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業岩沼地区第六分区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

- 二 縦覧期間

令和二年一月六日から令和二年二月四日まで

- 三 縦覧場所

岩沼市役所

○宮城県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林子定森林の所在場所

牡鹿郡女川町女川浜字日蔵第二 三の三（次の図に示す部分に限る。）

- 二 指定の目的

水源の涵養

- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道

- 二 路線名 大島浪板線

- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
前	後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
六・九	八・一	一九・一	五四九・〇
同市大初平一六七番二地先まで	同市大初平一六七番二地先まで	二八・三	五四九・〇

○宮城県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大島浪板線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
後	前	後	前	後	前	後	前
気仙沼市大初平一九〇番一八地先から 同市大初平一九〇番二〇地先まで		九・六	八・〇	三九・二	三一・〇	四九六・〇	四九六・〇

○宮城県告示第十二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市赤岩館下無番地先から 同市神山一〇〇番一地先まで	令和元年 十二月二十七日

○宮城県告示第十二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市大初平九六番二地先から 同市大初平一九五番八二地先まで	令和元年 十二月二十七日

○宮城県告示第十二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十二月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市大初平一九〇番一八地先から 同市大初平一九〇番二〇地先まで	令和元年 十二月二十七日

○宮城県告示第十二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 公の施設の名称
岩沼海浜緑地
- 二 指定した団体の名称及び所在地
株式会社東北ダイケン
仙台市青葉区一番町三丁目六番一号
- 三 指定の期間
令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第十二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり

指定管理者を指定した。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場以外の施設）

二 指定した団体の名称及び所在地

東洋緑化株式会社

仙台市青葉区栢木一丁目一番八号ボラリスビル二F

三 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第千二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

加瀬沼公園

二 指定した団体の名称及び所在地

株式会社東北ダイケン

仙台市青葉区一番町三丁目六番一号

三 指定の期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第千二十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

石巻広域都市計画事業女川町被災市街地復興土地区画整理事業

二 施行者の名称

女川町

三 事務所の所在地

牡鹿郡女川町女川浜字女川百七十八番地KK-1八街区一画地

四 換地処分の年月日

令和元年八月二十日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

多賀城市浮島字西沢四十一番、四十二番、四十三番、四十七番一、四十七番三、四十七番四、四十八番三、四十八番五、四十九番一、四十九番二、四十九番三、五十一番五、六十九番の一部、七十七番の一部、七十一番、七十四番一、七十四番二、七十六番、七十七番の一部、七十八番、八十六番の一部、八十八番の一部、八十九番五、九十番一の一部、九十二番の一部、百七番、百八番、四十三番地先の道の一部、百七番地先の道の一部、百八番地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区花京院二丁目一番五号
有株式会社インテム

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年十二月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

福島県相馬郡新地町大字福田字北原百六十九番一の一部、百六十九番二の一部、亶理郡山元町坂

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

元字山神二一番八の一部、一番九、一番十、一番十一、一番十二、一番十三、一番十四、一番十五、一番十六、一番十七

仙台市青葉区二日町三番十号

カイハツFRC株式会社

山形県酒田市大浜一丁目四番六十二号

酒井鈴木工業株式会社

福島県郡山市日和田町高倉字杉ノ下十二番地

新菱商事株式会社

仙台市泉区明通四丁目五番十六号

株式会社エム・ケー・シイ

福島県南相馬市鹿島区川子字滝沢百四十八番地

加藤建材工業株式会社

福島県相馬市坪田字坊山三百五十七番地の八

金沢興業株式会社

教育委員会

○宮城県教育委員会訓令第5号

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の勤務時間等に関する規程を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の勤務時間等に関する規程

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の勤務時間等に関する規程(平成十四年宮城県教育委員会訓令第5号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規程は、宮城県教育委員会に属する単純労務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。以下「職員」という。)の勤務時間(技師(巡視)に係るものを除く。以下同じ。)、休日及び休暇に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の勤務時間、休日及び休暇)

第二条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、この規程に定めるもののほか、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号)及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第八号)の適用を受ける職員の例による。

(年次有給休暇の時季指定)

第三条 教育長は、年次有給休暇(一の年における年次有給休暇(前条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十四条第一項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十二条第一項の規定により与えられたものをいう。)の日数が十日以上である職員に係るものに限る。以下同じ。)の日数のうち五日については、基準日(当該十日以上の日数の年次有給休暇を与えることとした日をいう。)から一年以内の期間に、職員ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。ただし、前条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十四条第三項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十二条第三項の規定により年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えた年次有給休暇の日数(当該日数が五日を超える場合には、五日とする。)分については、時季を定めることにより与えることを要しない。

2 教育長は、前項の規定により時季を定めて年次有給休暇を与えようとするときは、当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重しなければならない。
3 年の中途において新たに職員となった者に係る第一項の規定の適用については、別に定める。
4 前三項に規定するもののほか、年次有給休暇の時季の指定に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和二年一月一日から施行する。